

白子町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求について、監査した結果を次のとおり公表します。

令和8年5月1日

白子町監査委員 地 引 久 貴

記

第1 請求人

（白子町在住者）

第2 請求の内容

請求人から令和8年3月5日に提出された住民監査請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和8年3月5日住民監査請求書）

第2 監査請求の対象

白子町地域おこし協力隊（委託型）において、A氏に対して支出されている委託料及び活動経費。

第3 事実関係

A氏の日報には、B社の会議及び事業活動が多数記載されている。

しかし、同法人が白子町地域おこし協力隊の受入事業者として登録されている事実は確認できない。

第4 違法又は不当と考える理由

地域おこし協力隊制度において、受入事業者が存在する場合には自治体との関係が明確に整理されている必要がある。

しかし、本件においては、受入事業者として登録されていないB社の活動にA氏が従事している。

この場合、その活動が白子町との委託契約の業務に該当するか疑問があり、公金支出の合理性に重大な疑義がある。

また、同法人は現在DMO申請中（仮登録）とされているが、正式な事業主体として

の位置付けが明確ではない段階で、その活動を自治体委託業務として扱うことの合理性も不明確である。

以上のことから、本件は地方自治法第 232 条の 2 に定める公金支出の適法性及び妥当性に疑義がある。

第 5 監査を求める事項

- 1 B社が受入事業者として登録されているか。
- 2 A氏の活動が白子町との委託契約業務に該当するか。
- 3 B社と白子町との関係（契約、協定等）。
- 4 活動経費支出の合理性及び適法性。

第 6 求める措置

違法又は不当な支出が認められた場合、支出の是正、公金の返還及び必要な行政措置を求める。

（添付されている事実証明書）

（令和 8 年 3 月 5 日住民監査請求書）

1. 委託型地域おこし協力隊活動計画書（A）
2. 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書
3. 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託仕様書
4. 重要事項説明書 [住宅用建物貸借]
5. 領収書等一式
6. 白子町地域おこし協力隊選考採用資料一式
7. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和 7 年 7 月 7 日）
8. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和 7 年 8 月 6 日）
9. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和 7 年 9 月 2 日）
10. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和 7 年 10 月 2 日）
11. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和 7 年 11 月 4 日）
12. 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和 7 年 12 月 1 日）
13. 委託型地域おこし協力隊活動計画書（A）
14. 委託料請求書（令和 7 年 5 月 2 日）
15. 委託料請求書（令和 7 年 6 月 5 日）
16. 委託料請求書（令和 7 年 7 月 7 日）
17. 委託料請求書（令和 7 年 8 月 6 日）
18. 委託料請求書（令和 7 年 9 月 2 日）
19. 委託料請求書（令和 7 年 10 月 2 日）
20. 委託料請求書（令和 7 年 11 月 4 日）
21. 委託料請求書（令和 7 年 12 月 1 日）
22. 委託型地域おこし協力隊活動日報（令和 7 年 7 月 7 日）

23. 委託型地域おこし協力隊活動日報（令和7年8月6日）
24. 委託型地域おこし協力隊活動日報（令和7年9月2日）
25. 委託型地域おこし協力隊活動日報（令和7年10月2日）
26. 委託型地域おこし協力隊活動日報（令和7年11月4日）
27. 委託型地域おこし協力隊活動日報（令和7年12月1日）
28. 質疑応答書

第3 請求の受理

令和8年3月5日に受付した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員事務局の補正指導の補助執行後、地方自治法第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、令和8年4月14日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の対象及び監査を求める事項並びに事実を証する書面から、委託型地域おこし協力隊活動における「委託料及び活動経費」について、白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書や委託型地域おこし協力隊活動計画書（A）、活動報告書、支出関係書類等の関係書類及び法令・要綱等に基づき監査を行う。

2 監査対象部署

町商工観光課

3 監査の期間

令和8年3月5日から令和8年4月30日まで

4 請求人による証拠の提出および陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和8年3月5日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和8年4月21日に実施した。

第5 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求、関係書類の調査及び関係職員からの説明、また、これらに係る法令等から、次の事実を確認した。

ア 委託契約等の概要

町は、令和7年4月1日付け白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書により、委託型地域おこし協力隊員のA氏と業務委託契約を締結した。

白子町委託型地域おこし協力隊業務委託仕様書には、個別事項として7項目の業務内容が定められている。

- ①特産品・ふるさと納税の返礼品等の商品開発
- ②商品の開発にかかる知識、技能や資格の習得

- ③開発した商品のマーケティング・プロモーション・販路開拓など
- ④開発した商品を活用した産業の振興
- ⑤SNSを活用した地域おこし協力隊の活動や町の魅力の発信
- ⑥新たなビジネスモデルの確立
- ⑦その他、地域の資源や魅力を活用した地域の活性化を推進する活動
また、同様に共通事項として6項目の業務内容が定められている。
- ①地域振興に資する事業との連携や他の隊員との協力体制を構築し、相乗効果を図るものとする。
- ②地域主催の会合や地域行事等へ積極的に参加するものとする。
- ③町、隊員及び関係者等の連絡会議に参加するものとする。
- ④町が行う地域おこし協力隊の広報活動（町広報への寄稿等）に協力するものとする。
- ⑤業務に関して積極的な情報発信に努めるものとする。
- ⑥任期後の定住に向けた起業・事業継承の準備を行うものとする。

イ 地域おこし協力隊員の活動及び経費

地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日制定）によれば、「地域協力活動」とは、地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するものをいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものである。

地域協力活動の例は次のとおりとされている。

- ・地域おこしの支援（地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭の復活、地域ブランドや地場製品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用など商店街活性化、都市との交流事業・教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った情報発信等）
- ・農林水産業従事（農作業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援等）
- ・水源保全・監視活動（水源地の整備・清掃活動等）
- ・環境保全活動（不法投棄パトロール、道路の清掃等）
- ・住民の生活支援（見守りサービス、通院・買物のサポート、デジタルデバイス対策等）
- ・スポーツ・文化に関する活動（スポーツ・文化ツーリズム等を通じた地域の活性化、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行や地域スポーツ・文化芸術環境の整備・実技指導、文化財の保存・活用等）
- ・脱炭素地域づくりの推進（地域の計画策定支援、再エネ事業の普及啓発、バイオマス施設などの保守等）
- ・その他（健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベント開催等）

また、必要経費の例は次のとおりとされている。

- ・報償費等（期末手当等の各種手当を含む。）
- ・住居、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費

- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費
- ・隊員の研修に要する経費
- ・定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費
- ・定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
- ・外部アドバイザーの招へいに要する経費 等

ウ A氏の活動について

令和7年4月1日から白子町委託型地域おこし協力隊となり活動を開始した。委託型地域おこし協力隊活動計画書（A）では、活動目的を「1 白子町の海・ビーチの魅力発信とブランド化、2 観光誘客・関係人口の増加を図るイベントの創出、3 町民・来訪者が一体となって楽しめるビーチ文化の構築、4 サーフスポーツを軸にした地域経済の活性化」、活動概要を「①海・ビーチのPR活動、②ビーチクリーン活動、③ボディボード教室・サーフスポーツ体験会、④町おこしイベント企画、⑤外部との連携強化」とし、活動内容は「ビーチイベントに関する企画及び誘致活動、白子町の観光地域づくり法人（DMO）的役割を担い、地域の魅力発信・観光促進・青少年健全育成を目的とした各種事業の継続的推進、白子町開催を目指す[世界デフサーフィン選手権大会]について、大会規模・運営体制・白子町としてのプロモーション方針の策定を進める、千葉県内の全C社店舗が協力して実施するビーチクリーン活動について、白子町海岸での開催を目指した誘致活動を行っている」としている。活動日数は令和7年4月は24日、5月は20日、6月は21日、7月は21日、8月は21日、9月は22日、10月は24日、11月は21日、12月は21日令和8年1月は20日、2月は21日、3月は23日としている。

エ B社の位置付けについて

質疑応答書中、白子町の公式回答として、「B社は、白子町地域おこし協力隊（委託型）における受入事業者または受入団体には該当しません。当法人は受入事業者として位置づけられていないことから、地域おこし協力隊の受入に関する契約、協定、委託契約、補助金交付決定等は、B社と白子町との間では締結されていません。活動計画書において記載されている[B社としての事業活動推進]との記述は、地域における観光振興活動との連携を想定した表現によるものと思われます。なお、当該事業に関する業務の帰属、責任主体及び成果物の帰属については、いずれも白子町に帰属するものです。活動計画書に記載されている[観光地域づくり(DMO)的役割]との表現は、観光振興や地域資源の活用に関する取り組みを示した一般的な表現として用いられているものと考えられます。また、地域おこし協力隊員の活動目的と、B社が行う観光地域づくりの取り組みの方向性に共通する部分があることから、当該表現が用いられているものと考えられます。対価については、地域おこし協力隊制度に基づき、白子町と地域おこし協力隊

員との間で締結された委託契約に基づき支払われているものです。」としている。

第6 監査委員の判断

本件委託契約は、委託型地域おこし協力隊制度に基づき締結されたものであり、契約形式自体が直ちに違法であるとまでは認められない。

しかしながら、契約関係を有しない特定団体の事業活動が、協力隊業務と実質的に混在して実施されている状況、活動主体、責任の所在及び成果の帰属が制度上明確に整理されていない状況、成果物や検収基準が存在せず、契約履行の確認が抽象的に行われている状況が認められる。

これらの点は、委託契約に基づく公金支出として求められる合理性、透明性及び説明責任の観点から、十分なものとは言えず、地方自治法第232条の趣旨に照らし、適正な事業執行とは評価できない。

しかし、本件に関し、関係者への聞き取り及び提出資料の確認を行った結果、A氏の活動は、自身の地域おこし協力隊としての活動をより効果的に遂行する目的で、B社の枠組みや活動実績を活用したものであり、当該法人のために独立して業務を行っていたものではないことが確認された。

また、これらの活動は、白子町担当課（商工観光課）と協議の上で実施されており、活動内容自体は委託契約及び活動計画に基づく観光振興・地域活性化の趣旨に沿うものであった。

活動報告書等においては、記載文字数や様式上の制約から「B社」の名称のみが記載されている箇所が見受けられるが、実際には当該報告に際し、個別の企画内容やその趣旨について説明がなされていた事情が認められる。

第7 結論

以上により、財務会計上直ちに違法又は不当であるとまでは認められなかったことから、請求人の主張には理由がないと判断し請求を棄却する。

第8 意見

書面上の表現が実態を十分に反映していない可能性があり、今後は報告書様式の見直しや記載方法の工夫により、活動実態が適切に読み取れるよう改善を図ることが望ましい。

一方で、営利企業又は特定団体との関与については、活動主体や業務の帰属が不明確であるとの誤解を招くおそれがあることから、連携の目的、範囲及び関係性をより明確に整理し、対外的にも説明可能な形で記録・管理を行う必要がある。

以上